平成28年度 第4回新居浜市空家等対策協議会 会議録

- 1 日 時 平成29年3月14日(火) 10時00分~11時20分
- 2 場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室
- 3 出席者 会 長 1人

委員14人(定数15人)

事務局 6人

- 4 傍聴者 2人
- 5 議 題 (1)新居浜市空家等対策計画について
 - (2) 特定空家等と判断するための判定基準等について
 - (3) 専門部会委員について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他

5 内容

事務局	お待たせいたしました。お時間が参りましたので、只今から、平
	成28年度第4回新居浜市空家等対策協議会を開催いたします。
	委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきま
	して、誠にありがとうございます。
	本日の協議会の進行を務めさせていただきます、事務局の建築指
	導課石川でございます。よろしくお願いいたします。
	それでは、会次第に従いまして進行させていただきます。
	開会にあたりまして、当協議会会長の新居浜市長 石川 勝行
	がご挨拶を申し上げます。
会長 (市長)	改めまして、皆さんおはようございます。
	本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうござ
	います。
	さて、前回の協議会では、本市における空家等対策の基本的な方
	針を示す「空家等対策計画(案)」についてご確認いただきました。
	委員の皆様からいただきましたご意見等を基に、修正等を加えまし
	て、1月上旬から2月上旬の1か月間に、市民の皆様に計画に対す
	るご意見を募集いたしました。いただきましたご意見につきまして
	は、既に公表し、市役所、各支所、ホームページ上でご確認いただ
	くことができますが、本日は、委員の皆様にもそのご意見、またご
	意見に対する考え方等をご協議いただき、その結果を踏まえまして、

	「空家等対策計画」の最終的なご確認をいただき、策定へと進めて
	まいりたいと考えております。
	また、本日はその他にも、「特定空家等」の判定方法や専門部会の
	委員についての議題もございますので、委員の皆様方には忌憚のな
	いご意見等をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたし
	ます。
	終わりになりますが、「空家等対策計画」の策定にあたり、管理不
	十分な空き家を生じさせないための措置や、既存空家等の利活用等
	を図り、安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと存じますの
	で、委員の皆様方のご協力ご支援をお願い申し上げまして、簡単で
	はございますが、ごあいさつとさせていただきます。
	どうかよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
	ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。
	まず、本日の「会次第」でございます。
	それから、「市民意見募集の結果」、「今後のスケジュール」、そし
	て事前にお渡ししております「新居浜市における特定空家等と判断
	するための判定手法について (案)」及び「新居浜市空家等対策計画
	(案)」、でございます。
	すべてお揃いでしょうか。資料に不足がございましたら、お申し
	出くださいますようお願いいたします。
	これより先は着座にて進めさせていただきます。失礼いたします。
事務局	これより議事に移らせていただきます。
	協議会設置要綱第4条により会長が議長になると規定されており
	ますので、これより先の議事進行は、会長である石川市長にお願い
	いたします。
会長 (市長)	それでは、早速でございますけれども、これより議事を進めさせ
	ていただきます。よろしくお願いいたします。
	まず、議題1「新居浜市空家等対策計画について」でございます
	が、これにつきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局の建築指導課髙橋でございます。よろしくお願いいたしま
	す。
	(説明)
	以上、ご説明申し上げましたが、この内容でご確認いただければ、
	今後、誤字脱字の再確認等により調整を行ったうえで、計画策定と
	考えております。
	ご審議をよろしくお願いいたします。
会長 (市長)	それでは、只今の事務局からの修正等の説明につきまして、何か
	ご質問等ございましたらお願いいたします。

	(意見無し)
会長 (市長)	特にございませんでしょうか。
A委員	いいですか。
会長 (市長)	どうぞ。
A委員	2番3番の意見として、かなり余分もあるのではないかと思いま
	す。私の家の近くにもあるのですが。本日は3件ということで、な
	かなか市民にまだ徹底されてないところが結構あるのではないかと
	思うのです。そういうことで、特定空家等の措置についての対応と
	いうことでございますが、この対策を見ますと来年早々12月頃か
	らというようなことになろうかと思いますが、基本的におそらく来
	年再来年くらいになるのではないかと思うのです。その時に強力な
	計画書の中で作れるということですが、2年後まで待てないような
	危ない所が沢山あるのです。市が対応してくれているのは事実なの
	ですが、今してくれているのは所有者に連絡して、なかなか所有者
	に連絡がつかないところも結構あるのではないかと思うのですが、
	そのような措置は対策でやるということでございますが、おそらく
	今年4月から専門部会が始まって12月にはできて来年くらいから
	できるのかと思うのですが、それまでの措置はどのようにお考えで
	すか。
会長 (市長)	はい。事務局何かありましたら。
事務局	市民の皆様からお寄せいただいた相談等は、今までも所有者と現
	地を調査して改善の依頼をしております。適宜、時期を見てになり
	ますが、改善の内容としては一部分を補修することで済む場合もご
	ざいますし、見た感じ除却しかないというものもございます。そう
	いったものについては、ある程度の一定期間を置いて再度現地調査
	を行い、場合によりますが、2か月から3か月後にもう一度改善の
	依頼を行っていくという作業を繰り返し行っていくということを考
	えております。その中で、今回の対策計画の中で位置付けされてお
	ります特定空家等の判断を進めていき、改善が見られない場合で特
	定空家等に該当するという場合には助言・指導に移行していくとい
	うことで考えております。
A委員	なぜそのようなことを言うのかといいますと、自治会は連合自治
	会を中心にして防災マップを作成しておりまして、その中でここの
	通路が危ないとか、ここを通っていたら今にも崩れそうな空き家が
	あっていつ崩れるかわからないというようなこともございます。行
	政に連絡しても、所有者が不明であるという話が出て参りますので、
	今説明があった連絡をするということですが、なかなか難しいと思
	うのですが、そういう対応を早くしていただかないと、肝心な道路
	が通れないということが現実にありますので、その辺りを是非汲ん

	でいただけないかと思っております。
会長(市長)	今のは要望ということでよろしいですか。
A委員	そうです。
会長(市長)	他にございませんか。
	(意見無し)
会長 (市長)	無いようでございましたら、「空家等対策計画」についてはご承認
	をいただいたということで、進めさせていただけたらと思います。
	続きまして議題2「特定空家等と判断するための判定基準等につ
	いて」でございます。事務局から説明をお願いします。
事務局	「特定空家等と判断するための判定基準等について」でございま
	すが、資料の中の「新居浜市における特定空家等と判断するための
	判定基準について (案)」をご覧ください。
	(説明)
	以上で説明を終わります。
会長 (市長)	はい。それでは議題2の「特定空家等と判断するための判定基準
	等について」何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。
A委員	いいですか。
会長(市長)	はい、どうぞ。
A委員	この判定基準でしていただいたらいいのですが、特定空家等は専
	門部会で最終的に決めるのですか。それと、所有者が特定できない
	場合が一番心配で、特定できないことはないのですか。もちろん探
	せばいると思うのですが。
会長(市長)	はい、事務局お願いします。
事務局	まず、所有者等が不明であるということのご質問ですが、今まで
	170件程の相談が寄せられている物件の中で所有者等が判明して
	いないものは今の所ございません。所有者等がお名前だけで居所が
	不明な場合も、お寺に行って過去帳を見せていただいたり、お墓を
	調べさせていただいたり、戸籍を追跡調査して進めております。ど
	うしても不明な場合は最終的に略式代執行という形のものがござい
	ますけれども、できる限り所有者等の特定に努めたいと考えております。
	今回、議題でお示ししているものは特定空家等を判断するための
	判定に使用する、事務局で調査を進めていく上での手引書というこ
	とになっておりますので、そこをご確認いただけたらと思っており
	ます。
A委員	これは余分なことですが、例えば何代の前の所有者のものが何代
	も後の人に責任があるのですか。何かの関係があるとは思うけれど
	も全然知らない人の物が関係あるのでしょうか。
事務局	

A委員	放棄したら終わりじゃないですか。
事務局	相続放棄という方法で財産を放棄される方もいらっしゃいますけ
	れども、その場合は初めから相続が無かったものとして取り扱いま
	すので、相続人からは除外することになります。
A委員	その時は行政ができるのですか。相続放棄をしたけれども、建物
	はあって、地元の人からしたら危ないという時には、行政が執行で
	きるのですか。できると書いてありますが、その費用は行政が持っ
	ていただけるのですか。
事務局	略式代執行になった場合には予算をとって対応することになろう
	かと思います。
A委員	わかりました。
会長 (市長)	他に何かございませんか。
B委員	確認をよろしいでしょうか。来年度の対応について教えていただ
	いたらと思います。今、A委員からご質問があったように、判断基
	準に基づいて特定空家等を判断するというのが対策協議会の専門部
	会に諮って意見を聴取して最終的には市長が判断をするということ
	になっております。スケジュールを見ますと、来年度専門部会が4
	回開催されるということになっています。現状を見ますと、空き家
	総数が約3,000戸、その3,000戸に対して判断基準に当て
	はめるのがどのくらいあるのか分かりませんが、来年度に何件くら
	いを特定空家等の判断をしようと想定されているのかをお聞かせい
	ただきたいと思います。
会長(市長)	はい。事務局説明をお願いいたします。
事務局	この後の議題でご説明する予定ですが、約3,000戸あるとい
	われている空き家の中で、老朽度、危険度の高いものについて平成
	27年度に実態調査を行っております。その結果の中でレベルを1
	から3まで分けております。レベル3が危険度、老朽度が共に高い
	物件ということで、その数が今のところ約100件程度と認識して
	おります。その100件について、現地調査及び所有者調査を進め
	ていって判明したものの中から専門部会にご意見を求めて認定して
	いくという作業になります。
B委員	わかりました。ありがとうございました。
会長(市長)	他にございませんか。
C委員	すみません。
会長(市長)	はいどうぞ。
C委員	ちょうど特定空家等に対する措置のフローが画面に出ております
	が、空家特措法というのは比較的最近の法律ということでございま
	して、このステップに1回乗ってしまうとこの手順でステップ1、
	2、3と進んで、最後は行政代執行という行政に非常に権限を与え

るという法律で、悪質なものはこれによって除去していこうという 法律でございます。これまでこの法律がない場合は、財産権の侵害 になるということで悪質なものもなかなか除去し辛く、難しかった わけですけれども、この法律ができたと。ただ、いろいろ調べてみ ますと、やはり自治体自体も訴訟リスクが高いということもあって、 なかなか行政代執行までいっている事例は非常に少ないという状況 の中で、部会としては来年度このステップ1に乗るかどうかという ところを慎重に判断していくと。このステップに1回乗ってしまう と、この次は期限を切ってステップ2、ステップ3と進み、最後は 行政代執行までいってしまうと。ということは、自治体は訴訟リス クも背負っていくということになるので、全国的にも非常に慎重な 状況になっているということでございます。

先日の新聞に出ていたのですが、空家特措法の関係で他市が県内 で初めて特措法に基づき措置指導を行ったとありました。これで言 うとステップ1の指導の段階に県内で初めてということが新聞発表 されていました。実はもう1件あったのですが、任意指導というの があって、それは任意で指導していくというような段階で、それに 関してはこの法律のステップ1に乗らずに任意指導で改善していた だいたということでございました。これは専門部会でも話が出て、 先程もご質問があったと思うのですが、来年この専門部会でこうい った判断をしていくのは時間的に非常にかかるからということです けれども、その前段階の任意の指導というのは従来通りできると思 いますので、ここについてはどんどんやっていただいて、悪質なも のや、本当に危険度の高いもの、税金を投入しても回収されるかさ れないかは二の次にして、そこのバランスを考えながら法律に則っ てステップ1に乗せるように。他市は県内初でそれを1件行ったと。 ちょっと見ますと火事でほとんど屋台骨だけになって倒壊のおそれ があるような建物を改善しないということで指導したということが あるようなので、スピード感を持ってやる分には専門部会の判断を 待つよりも、任意指導を市としては十分考えてやっていただきたい と思います。行政が壊すということは、お金を支出しなくてもいい のではないかと勘違いしている方もおられますが、結局は所有者等 に請求されるので、そのようなことも含めて理解をちゃんと得た上 で、時間が無いわけですから任意の指導はやっていく必要があるの ではないかと思います。

会長(市長)

事務局、今の意見に対して何か。

事務局

C委員さんの仰るとおりで、このステップに乗っていくと、期限 を切った段階でどんどん進んでいくことになりますので、先程もご 説明申し上げましたとおり、所有者等による自主的な改善を促して

	いくということをまず行っていきたいと考えております。特定空家
	 等と判断されたものについて、相談と同じようにまずは改善の依頼
	│ │を繰り返し根気強く行い、それでも何もしてくれないあるいは改善│
	が見られない場合にはこのステップに乗って進めていくしかないと
	考えております。
会長 (市長)	今のような回答でよろしいですか。
C委員	はい。
会長 (市長)	今のシステムそのものでも、そう対応するようになっているので
	すか。
事務局	はい。相談が寄せられた事案については、調査して所有者等に改
	善の依頼をしております。
会長 (市長)	特定空家等の判断をしてから任意指導をするのですか。特定空家
	等になったらステップ1に乗るのですか。
事務局	特定空家等と認定した後でも、このステップに乗る前の段階とし
	て改善の依頼をしていくことになります。
会長 (市長)	特定空家等に指定する前にはしなくても良いのですか。
事務局	相談があった事案については、同様に改善の依頼を続けておりま
	す。
会長 (市長)	特定空家等になったら、このステップに乗っていくということで
	はないのですか。それまでに任意指導をしなくてはならないという
	ことを仰ったのではないですか。
C委員	そうです。ただ専門部会として、他市の動向も見ながらですけれ
	ども、どんどん特定空家等としてステップ1に乗せてしまうという
	のは大変なことになるということです。リスクもありますし、専門
	部会で判断してどんどんステップに乗せるということではなくて、
	その前段階で今まで以上に徹底して十分周知していただいて、どん
	どんステップに乗せるのは問題があるのではないかと思いますの
	で、今まで以上に強化して欲しいということです。
事務局	ステップについては、法第14条の措置を行っていく考え方にな
	りますので、その段階に至る前に改善のお願いを所有者等の方にし
	ていくことになります。
会長 (市長)	そのことを計画の中に入れなくて良いのですか。
事務局	計画の中には入っておりませんが、事務局としては所有者等の方
	に改善を促していくというこれまでの姿勢で行っていきたいと考え
	ております。
会長(市長)	そのようなことでよろしいでしょうか。
C委員	従来以上に強化しながら行うべきではないかと思います。かなり
	の数が今後増えていくということになりますよね。そうでなくても
	5年経てばそうなる可能性があって、どんどん増えていって、どん

	どん専門部会で検討して上げていくというのではなくて、もう少し
	改善を事前に強化して、説明をしながら。行政がすると、ただでし
	てもらえるのではなくて請求がいくわけですから、その辺も周知し
	ながらそこを強化していかないと、ここにどんどん乗ってしまうと、
	ちょっと危険であると。行政も大変ですし、専門部会も非常に大変しなったかりまってなります。
, 40	になるかなと考えております。
A委員	3,000件というのは特定空家ではなくて、どういう空き家と
-t/- =-	いう判断ですか。
事務局	平成23年度に全市を対象とした調査を行っております。その時
	に、外観目視で調査を行っているのですが、特定空家等の候補とな
	りうるような空き家もあれば、管理されている空き家、危険のない
	空き家もございます。これらを含め全体の数字が約3,000件と
	いうことになります。
会長 (市長)	他に何かご意見ございませんか。
	要するに特定空家等の認定そのものはかなり慎重にしなければな
	らないと。それまでの段階で解決できるものは解決しなければなら
	ないと。
	他にございませんか。
	ではそれは事務局の方で踏まえてしてください。
	それでは議題 2 「特定空家等と判断するための判定基準等につい
	て」につきましては原案の通りご承認いただいたものとさせていた
	だきます。
	続きまして議題3「専門部会委員について」でございますが、事
	務局から説明をお願いいたします。
事務局	(説明)
	委員の皆様には、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
会長 (市長)	それではただいま説明がありましたように、専門部会の委員さん
	は当面お2人をということで提案がございましたが、このことに関
	しましてご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。
A委員	ちょっとすみません。平成23年に調査して3,200件で追跡
	後は200何件か減っていますよね。特定空家等の候補者判定は平
	成27年に総合判定しているのですよね。これは最初の中で調査し
	たということですか。
事務局	平成23年度に調査した中で、全壊、半壊等の危険が及ぶという
	判定があったものについて、平成27年度に実態調査をしました。
A委員	平成23年度の対象をしたということですね。
事務局	はい。そこで判明したものについて実態調査を行って、追跡調査
	を行った結果、レベル3からレベル1に該当するものが約600戸
	ございます。その中の最も危険度の高い100戸から特定空家等の

	判定をしていき、その中で専門委員さんにご意見をお伺いするとい
	うことになります。
A委員	それからもう5年経ってますよね、今現在。まだかなり増えてい
	ると思うのですよ。平成23年度調査でしょ。今平成28年度なん
	ですよね。もう平成29年になったのです。もう5年以上経ったの
	で、もっともっと増えているのではないかという気はしますので。
	これを判定する人と、その調査もまだどんどんしないといけない
	のと両方あるのですが、そのあたり建築指導課は大変だと思うので
	すが。人員は増やしてもらわないといけないのではないですか。
事務局	たしかに仰るとおり増えているものもございますし、当然解消さ
	れて更地になったり、建て替えされたものもございます。そういっ
	た追跡調査も、今現在我々の方でもしているところでございます。
	この計画自体が4年間ということで、4年後には見直しが必要であ
	るということを前提として、計画の途中で見直しを諮る段階で市内
	の空家等の棟数調査を行う必要もございますし、今後その見直しま
	での間に相談を受けた案件、あるいは現地調査に出た折に発見した
	物件等については、順次特定空家等の候補になるかという判断をさ
	せていただいて、専門委員さんにご意見をお伺いしていくという考
	えでございます。
A委員	そうしたら基本的には、毎年簡単な調査はしていただいていると
	いうことですね。
事務局	そうですね。ただ現地を踏査するような調査はできないのですが、
	相談があった案件を現地調査する折に発見した場合は追加していく
	ように考えております。
会長 (市長)	よろしいですか。その都度、現地に行って確認できたものについ
	ては、追加、削除をしていくということでよろしいですね。
	当面は専門委員さんのお2人ということでよろしいですか。
出席委員	はい。
会長 (市長)	ありがとうございました。
	それでは議題4「今後のスケジュールについて」事務局から説明
	をお願いいたします。
事務局	(説明)
会長 (市長)	それではただいまのスケジュールについて、何かご意見ご質問等
	ありましたらお願いいたします。
A委員	いいですか。
会長(市長)	はいどうぞ。
A委員	私の勉強不足だと思うのですが、空き家対策について、これだけ
	のことを今の状態でしていたら大変ではないですか。これから調査
	しないといけないし、今からどんどん空き家対策は増えていくわけ

	なので。今は建築指導課の一部でされているのですか。
会長 (市長)	今は空き家対策班ということでしています。
A委員	何人くらいおられるのですか。
事務局	空き家対策班は2名です。
会長 (市長)	今のところはこの体制で、スケジュールを見ていただいたら、現
	実に動くのは条例を制定してからでしょう。
事務局	先程説明しました法第14条の措置、指導や勧告等のステップに
	進むのは条例を制定して以降整備が整ってからということになりま
	すので、それまでの間で調査を進めるという考えでございます。
A委員	平成23年に調査して、その当時は今みたいに空き家対策につい
	てどうこういうことは少なかったと思うのですが、その時に調査を
	されているのですよね。そして今6年も経って、国の方針で空き家
	対策をしなさいということで行政がされているということですが、
	スタッフ2人で、今後どんどん増える空き家のことをしようと思っ
	たら、対応できないのが現実じゃないかと思います。
会長 (市長)	実際仕事のやり方として、調査は委託しますので直接職員が全部
	調査するわけではないので。自分たちで調査するわけはないですよ
	ね。
事務局	今の所、相談があった案件については我々で対応しています。あ
	とは班を越えて、課内の職員に協力していただいて行っております。
会長 (市長)	今後の状況を見て、仕事が増えるようでありましたらまた考えま
	す。
A委員	例えば、東南海地震が近く起きるというようなことがありますと、
	必ず崩れる空き家がありますので。そういうことになると、避難ど
	ころかというようなことになりますので。是非職員を増やしていた
	だいて調査をしていただいて、そして本格的にちゃんと対応してい
	ただきたいとお願いしたいところです。
会長(市長)	はい。
C委員	すみません。
会長(市長)	どうぞ。
C委員	その人員に関しまして、専門部会でも課としてというような意見
	も実は出たのですが、今の段階では、この手順としては市側の調査
	を終えた段階で最終的に専門部会で判断していくという2つのステ
	ップを踏むのですが、専門部会の人間だけが増えても調査する部分
	が手詰まりであれば意味がないだろうということで、結果的にもう
	少し柔軟に状況を見ながらあと1年くらいは状況を見て、どこに人
	員が不足しているかということを含めて、特に市側の調査というの
	は空き家を減らすということは、特定空家等だけの問題だけではな
	くて、例えば空き家バンクで流通を促していくとか、両輪でいかな

	T
	いと空き家というのは減らないわけですので、調査だけで手いっぱ
	いになるようであれば将来的には課として持っていくのがいいので
	はないかと。空き家というのは今後どんどん増えていくと思います
	ので。そういったフレキシブルな対応とスピード感を持ってやって
	いただいて、専門部会の委員については、年の途中でもちょっと無
	理だなということを1年経つ間に考えていこうということで、今回
	は現状維持ということにしたという流れがあります。
会長 (市長)	はい。状況を見ながら必要であれば増員を考えるということで。
C委員	はい。
B委員	すみません。
会長 (市長)	はい。
B委員	来年度の業務の中で、条例の制定というのがありますが、パブリ
	ックコメントの意見にもありましたように、市の条例等で罰則を設
	けるということが書いてあったと思います。今ある空き家を何とか
	するというのが1つと、もう1つはこれから空き家を増やさないと
	いう、抑止する方法もあります。その抑止するという1つの方法と
	して、あまりいい形ではないですが、罰金を科すとか、罰則を設け
	るとかいうのも1つの考え方かと思うのですけれども、現在条例の
	素案作成の段階かと思いますが、他市の例も参考にしながら、事務
	局としては罰則を設けるということについてどのように考えている
	かをお聞かせください。
会長(市長)	はい。条例の案について何か意見がありましたら。
事務局	はい。今回条例を制定する方向に持っていっている大きな要因の
	1つとしては緊急措置をするかどうかという部分に重きを置いて考
	えております。これまでの協議会の中でも、緊急的な場合には何ら
	かの手を打たないと市民に被害が及ぶということから、個人の財産
	に関わるということになりますので条例化して緊急時には職員等が
	対応できるような体制を整えるという意味合いで制定することを考
	えております。罰則、罰金等につきましては法第14条の中で過料
	が設けられておりますので、今の所、事務局としては罰則、過料と
	いうのは考えておりませんが、今後この協議会の中で検討を進めて
	いくことになろうかと思っております。
B委員	はい。わかりました。
会長 (市長)	はい。他にご意見ございませんか。
	無いようでしたらスケジュールについては一応原案でご了承いた
	だいたということにさせていただきます。
	続きまして、最後でございますけれども議題5「その他」でござ
	います。折角の機会でございますので、この際何かご意見ご要望等
	ありましたらお願いいたします。

会長 (市長)	特にございませんか。
	ちょっとなければ、私の方から、いつも気になっているのは、税
	金の軽減6分の1、住居の場合にはなるというのですが、これは今
	も変わってなくて、例えば特定空家等になればなくなるということ
	になっているんですよね。
事務局	特定空家等に認定されて、指導を行ったにもかかわらず、その状
	態が改善されない場合に勧告を行います。その勧告書が出た段階で
	特例が除外されます。
会長 (市長)	もう少し自主的に取壊し等を促進するために、その税金をもっと
	早い段階で特例をなくすることはないですか。それはできないです
	か。
D委員	基本的な話をしますと、平成23年度に老朽危険家屋調査を行っ
	た時に、その家屋を税法上の算定で価値なしと判断して非課税にす
	る場合がございます。その場合には住宅用地の特例は除外します。
事務局	基本は外れているということですよね。
D委員	外れている部分が多いということです。価値なしと判定すれば。
	ただそれは、A判定の中の40件中18件だったかと思います。
会長 (市長)	先程の数字で、700件程でしたか、特定空家等になろうとする
	ものは。
事務局	候補として危険度、老朽度の高いものから順次取っていったもの
	の中で言えば約600件、その中で一番危険度が高かったものが1
	00件程度です。
会長 (市長)	その600件で特例が外れているものは何件あるのですか。
D委員	18件程度です。
会長 (市長)	そんなもんでしょ。600件全部を外せないか。
事務局	600件の中でも、レベルがⅠとかⅡの場合は崩れてしまってい
	るというものではないです。
会長 (市長)	いや、人が住んでいないんですから。
A委員	それより、払っている人は大抵いない。
会長 (市長)	それは払っているんですか。
D委員	課税して払っていただいている方もいらっしゃいます。
A委員	それならば、壊してくれればいいのですが。
会長 (市長)	いや、壊したら税金が高くなるから払えなくなる。ですから、そ
	の税金をまず高くして、壊さなくても高くなるというのはいけない
	のですか。
D委員	価値なしの判断することにちょっと難しいものがありまして。
会長 (市長)	壊しても安いままというものでね。壊したら高くなるので、壊し
	ても安いままでということにはならないのですか。
D委員	今のところはしていない状態です。

C委員	他市がそういう検討をしていると新聞には出ておりましたけど、
し安良	それは非常に難しい問題です。
A ↑ □	
A 委員 	他市がそれをしたということを聞いたことがある。それをやらな
	いと壊さないのでは。
C 委員	したかどうか、検討するという新聞報道はありましたが、ネット
	で確認したところ全国的にもそういうことをしているのは少ないで
	す。これは慎重にせざるを得ないと思います。線引きが非常に難し
	いところだと思います。本当に使えるのか使えないのかというとこ
	ろ。
A委員	今言うように壊したら税金が高くなるので壊さないと、隣近所に
	迷惑がかかることはわかっているが、壊したら税金が高くなる、そ
	うしたら払わなくてはならなくなる。それならば置いておく方がい
	いだろうということで、皆さんには気の毒だという気持ちは強いん
	ですよ。ですが、高くなるから知らんぷり、頬かむりしているとい
	うのが現実じゃないかと思います。
	例えば、隣の人が壊していたら、高くなるのに何で壊すのかとい
	う人もいるが、気の毒だからという感じで壊す人はおられるんです
	よ。
	大きな道路沿いならば業者も費用が少ないですが、大抵農道で車
	が入れないところの家が対象になって、だから人が住まないんです
	よ。大体それが多く、家が壊れてしまう。壊れると、業者が入って
	きたら何百万と必ず倍くらい、それ以上かかるので、それを返せな
	いので悪いけどということも言われます。
	会長が言われるとおり、税金も、それをやれば壊す確率も上がる
	んじゃないかと思います。それは新居浜市の条例でできるのではな
	いですか。
会長(市長)	税法上どうなのかわからないですが、是非検討していただきたい
	と思います。他の市町村では、解体しても税金が変わらないという
	のはあるのですか。
D 委員	A委員さんが仰るように、壊すと特例が外れて税金が高くなる。
	これをしないとなると、どのレベルの空き家について適用するのか
	の判定等、空き家の状態によって特例が外れたり外れなかったりす
	るのは不公平感が必ず出てくると思います。だから、特定空家等と
	認定された後、特例を外すという手順ではないかと思います。
 C委員	単純に空き家だからということだけでは、どこで線を引くかとい
	うことは、課税の公平性について非常に難しい判断になろうかと思
	います。他市の場合は、その反対で、固定資産税について市独自で
	軽減措置の検討というように新聞で見ました。お金が無い人に対しては軽減措置をしていくと、反対の本句の措置ではないなど理解し
	ては軽減措置をしていくと。反対の方向の措置ではないかと理解し

	たのですが。その方法についてはよく良くわからないのですが。
事務局	解体に協力していただけると減免措置を何年間か続けますという
	ような考え方ではないかと思います。
C委員	ただそれも難しいのは、自分で自主的に解体してちゃんとしてい
	る人との不公平感というのがあって、全国的にもなかなか進まない
	のではないかと思います。先程、A委員のお話にもあるように、こ
	こは早くから軽減を無くそうという線引きが非常に難しいし、住民
	に対しての説明のために判断基準を設けるのも非常に難しいので進
	んでいないと、調べた中にありました。
事務局	今1番問題なのは、財産価値があるものについて相続で揉めるこ
	とはなくて、持っていても得も損もしないというようなものについ
	て相続がそのままになっているというのが現状なのだと思います。
	それについて言うと、あまり税金が高いから安いからというイメー
	ジではないような気がいたします。
会長 (市長)	しかし、壊したら高くなるというのは心情的に嫌ですよね。
A委員	街の中にあって評価の高い土地ならいいですけれど、土地が評価
	されない、人が通れるほどの細い農道しかないような土地、もちろ
	ん税金も安いですが、ここにある建物を壊すと高くなるというのは。
	良く分かっていない人に限って、壊したら高くなるということだけ
	を意識している人も結構おられるので、その辺を市で良くなるよう
	にしていただいて、それが皆さん1番の問題点なのです。壊したら
	損をすると言われて、情報を知らないと、そうなのかとなる。実際、
	税金を払っている人もいれば、払っていない人もいますよね。地元
	の人ではなくて、他に住んでいる方が多いですが、行政も指導して
	くれるのですが、自治会も相手方に連絡しています。行政が言うよ
	りもよく効くのではないかと思いますので。連絡した時に見には来
	てくれますが、何回言ってもなかなか。中には壊してくれる方もい
	らっしゃいますけれども。これはおじいちゃんの先代のなんとかで、
	私はあまり関係ないのだと泣き言を言われる時が多いですね。税金
	のことはなかなか議論するのは難しいと思いますが、そういうこと
	も念頭にしていただいて1つの大きな策としてあるべきではないか
** T	という気はいたします。
事務局	例えば、地元の中で危険な空き家があった場合に、隣近所で更地
▲ 禾 □	であれば貰ってもいいという話は聞きませんか。
A委員	先日そのような話があって、古い空き家を壊して駐車場にして無 *!でなばるよい。ことがなったのですが、************************************
	料であげるということがあったのですが、誰も借り手がいないとい
東敦巳	うことがありました。
事務局	市に寄付するから壊して欲しいという話がよくありますが、市は
	その物件に事業用途がないと寄付を受けることができないのです。

すなら、何らかの公平性を担保しながらその人に繋ぐような方法があれば、いくつかの対策も考えられるのではないかと思い、現実に地元で困っている場所で、隣接している方が貰ってもよいという話がないかをお何いしたかったのです。 本人な措置もできるのですか。 事務局 できるかどうか分からないですが、有効な方法として考える候補になるかと。 本委員 そうですよね、お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地は謎のものになるのですか。行政へ動ではなるのですか。 所有者のものです。行政代執行するというものです。 本委員 最後は、相手がいないから横行するわけではなくて、いても改善のです。 本委員 付別がないということで代執行するわけではなくて、いても改善のです。 本委員 相手がいないということで代執行するわけではなくであった。 「できるようにしていくということです。 本委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 本表員 相手がいなければ、いつまでもしないというにとですかしてくれないことに条例を作ることによっかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによっなが負担するわけではなくだ、当然所有者が負担することによっなが負担することにおいかで持たというに対しないのですが、すっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 本の方を相手方として精置をするのです。 本社は選手ということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として精置をするのです。 本社は法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よっては法律ないです。これは法律ないので、あなたは可え、ながのったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		
あれば、いくつかの対策も考えられるのではないかと思い、現実に地元で困っている場所で、隣接している方が貰ってもよいという話がないかをお伺いしたかったのです。		これからの対策を考えていく中で、そこに隣接した人が欲しいとい
地元で困っている場所で、隣接している方が貰ってもよいという話がないかをお伺いしたかったのです。		うなら、何らかの公平性を担保しながらその人に繋ぐような方法が
おないかをお伺いしたかったのです。 そんな措置もできるのですか。 できるかどうか分からないですが、有効な方法として考える候補になるかと。 そうですよね。お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地は誰のものになるのですか。 所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行しますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。 最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。 事務局 程手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善の対応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというものです。 本委員 今回の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 有目がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということですが、すっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 それは難しいですよ。 それは強力ということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 それは難しいですよ。 それは強力といたが所有者を全く知らなくかったと言っても、行政代執行をしたないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続ので、あなたは可良想なので請求しませんということにはならないのです。こ委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		あれば、いくつかの対策も考えられるのではないかと思い、現実に
 A委員 そんな措置もできるのですか。 事務局 できるかどうか分からないですが、有効な方法として考える候補になるかと。 そうですよね。お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地は誰のものになるのですか。行政のものになるのですか。 事務局 所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行しますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。 A委員 相手がいないから執行するのだと思うのですが。 事務局 相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善のです。 A委員 今回の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかった政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになって、う権限を与えるための特情法ということです。 A委員 ですが、ずつと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは達りということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは連りということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは連りということではなくて、その方が法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくて、も、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をした。その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可求なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 		地元で困っている場所で、隣接している方が貰ってもよいという話
 事務局 できるかどうか分からないですが、有効な方法として考える候補になるかと。 A委員 そうですよね。お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地は誰のものになるのですか。行政のものになるのですか。 所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行しますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。 A委員 最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。 相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善の対応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというものです。 A委員 今回の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 す務局 できるようにしていくということです。 本社は略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わった措置できるようになるわけではなくて、当然所有が負担することになの時に事務的な手続きはありまずが、行政が代わってできるという権限を与えるための特情法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは難しいですよ。 をれは進しいですよ。 をれは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 をれは難しいですよ。 をれは難しいですよ。 ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その方が相様があることを知らなかったと言っても、行政代執行をといれに相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をといるのです。で委員さんが仰ったように、慎重に判断しないけないというのは、そうい 		がないかをお伺いしたかったのです。
になるかと。 A委員 そうですよね。お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地は誰のものになるのですか。行政のものになるのですか。 所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行しますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。 最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。 相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善のです。 A委員 中部の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 それは略式代執行できます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは難しいですよ。 それは非で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らないったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。こその人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。こその人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。こその人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。こその人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。こその人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。こその人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀しないのです。ことの人に請求することになります。	A委員	そんな措置もできるのですか。
 A委員 そうですよね。お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地は誰のものになるのですか。行政のものになるのですか。	事務局	できるかどうか分からないですが、有効な方法として考える候補
 事務局 所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行しますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。 事務局 最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。 事務局 相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善のです。 A委員 今回の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 すれは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと贈って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 本れは強しいですよ。 事務局 それは強しいですよ。 事務局 それは強いですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 		になるかと。
 事務局 所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行しますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。 最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。 相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善のが応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというものです。	A委員	そうですよね。お聞きしたいのは、行政が代執行をした時に土地
ますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。		は誰のものになるのですか。行政のものになるのですか。
 A委員 最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善のが応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというものです。 A委員 今回の措置はそういうことをすると。事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 本れは難しいですよ。 すれは強しいです。ので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 	事務局	所有者のものです。行政代執行というのは、市が代わりに執行し
 事務局 相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改善の対応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというものです。 A委員 今回の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは強しいですよ。 事務局 それは強しいですよ。 事務局 ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないというのは、そうい 		ますが、所有者等に対して執行費用を請求するというものです。
善の対応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというものです。 A委員 今回の措置はそういうことをすると。 事務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは強しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	A委員	最後は、相手がいないから執行するのだと思うのですが。
のです。	事務局	相手がいないということで代執行するわけではなくて、いても改
 A委員 今回の措置はそういうことをすると。 市務局 できるようにしていくということです。 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは単しいですよ。 本れは単しいですよ。 本れは対策したも、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 		善の対応をしていただけない場合に、代わりに執行しますというも
 事務局 できるようにしていくということです。 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 ・事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 ・		のです。
 A委員 相手がいなければ、いつまでもしないということですか。 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 	A委員	今回の措置はそういうことをすると。
事務局 それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応してくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 不委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 それは難しいですよ。 それは注律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。С委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	事務局	できるようにしていくということです。
てくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	A委員	相手がいなければ、いつまでもしないということですか。
で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できるようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 それは難しいですよ。 事務局 それは注律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	事務局	それは略式代執行でできます。今までは、お願いをしても対応し
ようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、 当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きは ありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措 法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時に はしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、 その方を相手方として措置をするのです。 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できない のです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所 有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続 権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、そ の人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀 想なので請求しませんということにはならないのです。 C 委員さん が仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		てくれないことに対して措置できなかったものを、今回の計画の中
当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きはありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 をれは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		で策定をして条例を作ることによって、行政が代わりに措置できる
ありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措 法ということです。 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時に はしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、 その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できない のです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所 有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、そ の人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀 想なので請求しませんということにはならないのです。 C 委員さん が仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		ようになるわけです。その費用は行政が負担するわけではなくて、
法ということです。		当然所有者が負担することになります。その時に事務的な手続きは
 A委員 ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時にはしないのですか。 事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 		ありますが、行政が代わってできるという権限を与えるための特措
はしないのですか。 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		法ということです。
事務局 それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、その方を相手方として措置をするのです。 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	A委員	ですが、ずっと遡って相続を調べても、私は違うと言われた時に
その方を相手方として措置をするのです。		はしないのですか。
 A委員 それは難しいですよ。 事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい 	事務局	それは違うということではなくて、その方が法定相続人であれば、
事務局 それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できないのです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		その方を相手方として措置をするのです。
のです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C 委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	A委員	それは難しいですよ。
有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。 C 委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい	事務局	それは法律で決まっているので、心情的な部分では判断できない
権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、その人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		のです。ですから、戸籍を調べて法定相続人であれば、その人が所
の人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀 想なので請求しませんということにはならないのです。 C 委員さん が仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		有者を全く知らなくても、祖父母よりも前の時代のことで私に相続
想なので請求しませんということにはならないのです。 C 委員さんが仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		権があることを知らなかったと言っても、行政代執行をしたら、そ
が仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい		の人に請求することになります。これは法律なので、あなたは可哀
		想なので請求しませんということにはならないのです。C委員さん
う部分もあるのです		が仰ったように、慎重に判断しないといけないというのは、そうい
		う部分もあるのです。

A委員 分かる分かる。 今長(末長) この時に担待状棄されたこどられるのですか	
会長(市長) その時に相続放棄されたらどうなるのですか。	
C委員 相続放棄すると公費でということになります。それも実は問	 題に
なっていると。	
会長(市長) これが1番問題なのでは。おそらく放棄しますよね。そうし	らた
いらない土地を国が管理しないといけなくなりますね。	
事務局 相続放棄をできる場合とできない場合があると思います。	
A委員 いつまでも決まらないから壊さないということになると困り	ます
ので、特定者が決まらないと壊さないのか、それとも壊すのです	⁻ カゝ。
壊した時にどうするのですか。最終的に市のものになるのですが)7 °
会長(市長) 国庫に帰属するのです。	
A委員 国に入るのですか。それでは国有地になるのですか。	
会長(市長) そうです。	
C委員 ただ、国はほとんど今は受けていないと思います。相続放棄	をし
ても、国は管理できないということで今は貰わないようにして	ハま
す。	
E委員 相続放棄の話を少ししますと、現実的には相続放棄できませ	ん。
その場合は再転相続と言いまして数次相続が発生していると	です
ね、自分の直前の人のことについて単純相続していれば、相続	放棄
というのはなかなか難しいのです。家庭裁判所はまず認めませ、	
ですから、先々代のものを今頃になって相続放棄というのは現	
にありえないと思います。それと、皆さんが相続放棄してすぐ	
に帰属するのではなくて、相続財産の管理人を設けて非訟事件	
て財団を作ってということで、なかなか国庫に帰属するのもあ	
ないことです。1番の問題点は、土地について相続をしてくれな	
財産的価値が有る無しということもありますが、土地がいらなる	
田畑であれば草を生やすと怒られるし、土地や建物を持てば固まれば草を生やすと怒られるし、土地や建物を持てば固まれば、スト素はないなら、ストなものはいらないといって	
産税がかかるし売れないから、そんなものはいらないといって	
をしないというのが1番大きい問題です。また、相続人が非常 数であり、特定空家等にあたるような建物の相続人はおそらく。	
いらっしゃるし、中には行方不明の人もいらっしゃる、それは	
大変な手間で事務局のご苦労は大変なことだと思います。その	
については担当のお2人には敬意を表しますけれども、我々も	
のことというのは難しいものがありましてですね、その辺りは	
応変にしていただくしかないのですけれども、できるだけ行政	
ムーズに対応していただくのが理想ですけれども、なかなか法	
壁というものがあって難しいのはよく分かりますので、できる	
はできる、できないことはできないとはっきり言った方がいい。	かも

	しれないですね。
会長 (市長)	ありがとうございました。
F委員	ちょっといいですか。
会長 (市長)	はいどうぞ。
F委員	宅地を農地にするから登記地目を畑に変えて欲しいという案件が
	あります。なぜかと聞くと、畑にしたら固定資産税が安いからだと。
	家を壊して農地にしたら、農地の税額になりますよね。税収が欲し
	い市の考え方とは逆行するのですが、宅地を農地にして農地を管理
	すれば税金は安くなる。土地の管理を周囲の方がするのか、自治会
	がするのかとか。土地を農地にした以上は管理していかないといけ
	ないので、その管理が担保できるのであれば、そのような方法も空
	き家を無くしていく1つの起爆剤になるのではないかと思います。
A委員	街の中にあっても農地の転用はできるのですか。
F委員	登記地目を農地に変えて農地として使用していれば、資産税課が
	農地だと判断されるのです。新居浜市はそうしてくれるのですが、
	他市などは一旦農地と決めて元に戻しても農地の課税にはならない
	という見解もあるようです。今の新居浜市では登記地目を農地にし
	て、現況が農地であれば固定資産税は農地の税金になるということ
	になっています。
事務局	迷惑が掛かっていることは知っていても、おそらく相続の問題で
	手がつけられていない状態になっているというのが1番大きいとい
	うことだろうと思います。
F委員	それと放っておかれているというのは、転売が利かないような所
	なので、それを何とか転売できる方法が行政の方で何か良い方法が
	ないかと思います。法律に則って、法の解釈において、ある程度の
	所まで転売できるような土地にしていくということです。
会長 (市長)	離れて都会にずっといる人とかは、なかなかそのような機会が無
	いので。
F委員	転売さえできれば何とかなりますので。
会長 (市長)	ありがとうございます。いろいろなご意見が出てきました。
	これは実施していく中で、そういういろいろな面も考えながら少
	しでも空き家を減らしていけるような方法を皆さんから知恵を出し
	ていただいたらと思います。
	他に何かございませんか。
	(意見無し)
会長 (市長)	無いようでございましたら、これで本日の議事はすべて終了いた
	しました。これを持ちまして私のお役目を終わらせていただきます。
	円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございまし
	た。

事務局

委員の皆様、非常に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。平成28年度の協議会は本日で終了となります。平成29年度の開催日程につきましては、改めてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、来年度も引き続きよろしくお願いいたします。 以上で本日の会は終了させていただきます。長時間にわたりお疲 れさまでございました。ありがとうございました。